

入 札 説 明 書

業務名：府立学校等消防設備点検業務
(D、E、Fグループ)

京都府教育庁管理課

1 入札に関する事項

(1) 業務の名称

ア 府立学校等消防設備点検業務（Dグループ）

イ 府立学校等消防設備点検業務（Eグループ）

ウ 府立学校等消防設備点検業務（Fグループ）

(2) 業務の内容等

入札説明書及び業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

ア Dグループ：府立学校13施設 綾部高等学校他

イ Eグループ：府立学校5施設 宮津天橋高等学校（宮津学舎）他

ウ Fグループ：府立学校5施設 峰山高等学校他

2 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 「物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加資格者の資格を有する者」、又は「京都府建設工事競争入札参加資格を有している者」

(2) 京都府内に本社又は契約締結権限を有する営業所がある者

(3) 消防設備士有資格者（甲種又は乙種）が在籍する者

(4) 事業協同組合でないこと。

(5) 4の(2)のアで定める申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式、以下「申請書」という。）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間 令和3年7月6日（火）から令和3年7月13日（火）まで

イ 交付方法

(ア) 原則として、4の(1)のアの期間までに、管理課又は京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。

(イ) 窓口配布を希望する場合は、4の(1)のアの期間中の午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び正午から午後1時までを除く）の間に次の場所で交付する。

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育庁管理部管理課管理係

電話番号 (075)414-5770

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

4の(1)のアに同じ。

イ 提出場所

4の(1)のイの(イ)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

(イ) 郵送による場合

郵便書留等の配達記録が残る方法により、提出期間内に必着のこと。

エ 添付資料

申請書には、3の(1)の競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付しなければならない。

オ 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格確認の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 確認の通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年7月29日（木）午後2時00分（Dグループ）

令和3年7月29日（木）午後2時30分（Eグループ）

令和3年7月29日（木）午後3時00分（Fグループ）

イ 場所 宮津市字吉原2586-2

京都府宮津総合庁舎 別棟2階会議室

(2) 入札の方法

ア 入札書（別紙様式）は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしなければならない。

ウ 入札書は封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に「府立学校等消防設備点検業務（〇グループ）」と記載、また封筒の裏に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載した上、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内に入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は、2回までとする。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分につ

いて押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正しない。

- (4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取戻しをすることができない。
- (5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (6) 入札者は、入札説明書並びに業務仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係るのある職員（以下「入札関係職員」という。）に対して、質問書（別紙様式）により説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質問書

- (ア) 提出日 令和3年7月14日（水）正午まで
（提出がない場合は「質問なし」として取り扱う。）
- (イ) 提出方法 FAX可（FAX番号075-432-5985）
- (ウ) 提出場所 4の(1)のイの(イ)に同じ。

イ 回答書

- (ア) 交付日 令和3年7月16日（金）
- (イ) 交付方法 FAXで、5により確認結果通知書を送付した者に対して交付する。
（全者から質問書の提出がない場合は省略する。）

ウ 質問及び回答書は、業務仕様書の一部として、入札条件となる。

エ 質問書の提出及び回答書の交付に応じない者であっても、その内容の全てについて承知したものとして取り扱う。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、6の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係るのない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。

また、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者の入札
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 委任状を持参しない代理人による入札
- オ 記名押印を欠く入札
- カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- キ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
- ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の入札
- コ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

- ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

- イ 落札者は、落札決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、当該契約の相手方となる資格を失う。

- 7 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- 8 契約書作成の要否
要する。（別紙契約書案により作成するものとする。）

- 9 入札保証金
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

- 10 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、規則第159条第2項第1号、第3号又は第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 その他

- (1) 1から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (3) 入札会場への入場は、各業者の代表者又はその代理人1名のみとする。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、確認結果通知書のほか、印鑑を

持参すること。

- (5) 落札者は、契約の際、入札金額に係る内訳明細書（入札額積算根拠）（別紙様式）を提出すること。
- (6) 落札者は、業務の開始が円滑に行えるよう学校担当者との間で十分連絡調整を行うこと。